

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鳥羽市	相差町地区(茅原田)	令和3年3月11日	令和 年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の耕地面積の合計	16.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕地面積の合計	9.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	2.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕地面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕地面積の合計	3.9ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・現在、中心経営体を引き受ける意向のある耕地面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕地面積よりも上回っているが、アンケートに答えた方の半数以上が70才を超えているため、継続した農地の受け手の確保が必要である。
- ・排水路が台風等の異常気象時に越水することから、継続した排水路整備が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

離農や経営規模の縮小を希望する農家の農地面積は約3.5haであり、地域の担い手が引き受ける意向のある農地面積は3.9haであるため、引受意向のある農地面積が離農や経営縮小を希望する農家の農地面積を上回っている。離農者が現れた場合は、地域の担い手へ集積する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
		水稻	0.2 ha	水稻	0.5 ha	長岡地区
		水稻	0.38 ha	水稻	0.5 ha	長岡地区
		水稻	0.35 ha	水稻	0.15 ha	長岡地区
		水稻	0.3 ha	水稻	0.86 ha	長岡地区
		水稻	0.6 ha	水稻	0.3 ha	長岡地区
		水稻	0.65 ha	水稻	1 ha	長岡地区
		水稻	0.35 ha	水稻	0.25 ha	長岡地区
		水稻	0.2 ha	水稻	0.1 ha	長岡地区
		水稻	0.21 ha	水稻	0.2 ha	長岡地区
		水稻	1.2 ha	水稻	0.0 ha	長岡、鏡浦地区
計	10人		4.44 ha		3.86 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○離農若しくは経営規模の縮小を希望する農家の農地面積 アンケート回答 44名中、12名 34,932㎡
○圃場整備や排水路整備への取り組み方針 担い手の負担軽減と作業の効率化を図るため、圃場整備や排水路整備に取り組む。
○サル、イノシシ、ゴイサギ等、鳥獣被害防止対策への取り組み方針 捕獲檻の設置に加えて研修会を開催し、専門家から効果的な電柵の設置方法などの防獣対策や先進地区の取り組みを学習し、被害防止活動を進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	相差町 1714 番	1,011.00		
2	相差町 1720 番	1,011.00		
3	相差町 1721 番	1,011.00		
4	相差町 1715 番	1,011.00		
5	相差町 1716 番	1,011.00		
6	相差町 番			
	計	5,055.00	0.00	0.00

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。